

この事務取扱基準は、中野区議会において、「中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）」が議決されることを前提とするものです。このため、審議の過程において内容の一部が変更となることがあります。

中野区乳児等通園支援事業認可事務取扱基準

令和7年4月1日

6中子保第4307号

子ども教育部保育園・幼稚園課

第1 目的

この事務取扱基準制定の趣旨は、中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)、その他法令の定めるもののほか、中野区内において条例に規定される乳児等通園支援事業について、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第34条の15第2項に準ずる事業の認可及び認可の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指すものである。

第2 用語の定義

この基準において、乳児等通園支援従事者とは、保育者の業務を担う者をいう。

第3 事業の基本的要件

1 事業を実施する施設の所在地

中野区内とする。

2 事業実施者

乳児等通園支援事業を実施することができる者は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、社会福祉法人及び学校法人以外の者が実施する場合においては、「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日こ成保発第154号）2（2）アからエまでの事項に適合しているとともに、「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第10号）1（1）②の要件を満たすこととする。なお、事業実施者においては、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く乳児等通園支援事業に係る研修を受講することが望ましい。

3 事業の定員

乳児等通園支援事業の定員は、条例に定める基準を満たす範囲で、区と協議のうえ事業実施者が設定できるものとする。

4 施設

乳児等通園支援事業を実施する施設の構造及び設備は、建築基準法、消防法等関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例に定めるもの及び下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

(1) 基準設備・面積等

ア 一般型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下、「一般型乳児等通園支援事業所」とする。)の設備の基準は次に掲げる要件を満たすものとして中野区長が適当と認める場所で行うこと。

- (ア) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (イ) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3平方メートル以上であること。
- (ウ) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援事業の提供に必要な用具を備えること
- (エ) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること
- (オ) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき 1.98 平方メートル以上であること。
- (カ) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援事業の提供に必要な用具を備えること。
- (キ) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次の a、b 及び f に掲げる要件に該当するものであり、保育室等を3階以上の階に設ける建物は次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
 - a 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - b 保育室等が設けられている次の表左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に定める区分ごとに同表右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	屋内階段

		屋外階段
	避難用	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 待避上有効なバルコニー 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段
3 階	常用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段
4 階以上の階	常用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合は、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

- c bに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- d 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (b) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- e 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- f 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- h 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下、「余裕活用型乳児等通園支援事業所」とする。)の設備の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (ア) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る)
- (イ) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

- (ウ) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)
- (エ) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

5 職員

(1) 職員配置基準

ア 一般型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業所にあつては、条例に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を配置するほか、以下の要件を満たすこと

- ①乳児等通園支援従事者の数は、施設の開所時間中は、乳幼児の人数に応じて、規定する配置基準により算定した以上の人数を配置すること。ただし、算定した必要配置乳児等通園支援従事者数が 1 名であった場合についても、2 名以上の配置とすること。また、乳児等通園支援従事者の 6 割（必要な乳児等通園支援従事者が 2 名の場合は 1 名）以上は保育士であること。

(計算式)

年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点以下第 1 位まで求め（小数点第 2 位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数。

$$\{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (小数点第 2 位以下切捨て)} \} + \{ 1、2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (〃))} \} + \{ 3 \text{ 歳児数} \times 1/15 \text{ (〃)} \} + \{ 4、5 \text{ 歳児数} \times 1/25 \text{ (〃)} \} = \text{必要乳児等通園支援従事者数 (小数点第 1 位を四捨五入)}$$

- ②一般型乳児等通園支援事業に専従する乳児等通園支援従事者を 1 人とする場合は、次の条件のいずれかを満たすこと。
 - a 一般型乳児等通園支援事業所と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。))とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。))による支援を受けることができ、かつ、一般型乳児等通園支援事業に専従する乳児等通園支援従事者が保育士であるとき

- b 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

③乳児等通園支援従事者のうち保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

- a 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修
- b 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業所の職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (ア) 保育所 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和3年12月15日条例第35号）（保育所に係るものに限る）
- (イ) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和3年12月15日条例第40号）
- (ウ) 幼保連携型認定こども園 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年12月15日条例第39号）
- (エ) 家庭的保育事業等を行う事業所 中野区家庭的保育事業者等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月21日条例第31号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(2) 障害児を受け入れる場合の体制の確保

障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

(3) 医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置

医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、一般型乳児等通園支援事業において、当該子どもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該こどもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該こどもの医療的ケアを実施する場合、1 名のみの配置でも可能とする。

第 4 設置認可の手続

1 乳児等通園支援事業の認可の手続

(1) 一般型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業の認可を受けようとする設置主体は、法第 34 条の 15 第 2 項の規定に準じ、乳児等通園支援事業認可申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し、中野区長宛提出すること。

ア 職員関係

(ア) 職員の構成（第 2 号様式）

(イ) 基準職員(第 3 の 5 の(1)で規定された職員をいう。以下同じ。)及び基準職員以外の保育従事者職員全員の履歴書の写し

(ウ) 基準職員及び基準職員以外の保育従事者職員全員の、保育士にあっては保育士登録証、その他職員にあっては条例における研修を修了する旨を証する書類の写し

(エ) 基準職員及び基準職員以外の保育従事者職員全員の雇用契約書又は発令通知書(当該事業所に配属されたことを示すもの)の写し

(オ) 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し

イ 建物、その他の設備関係

(ア) 事業概要（第 3 号様式）

(イ) 建物の案内図、配置図、平面図

(ウ) 土地の実測図（土地又は建物が自己所有の場合）

(エ) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し

- (オ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入前に建築された建築物の場合、新耐震基準による診断で安全が確認された建築物であることを示す書類
 - (カ) 中野区が定める室内化学物質対策実施基準に適合していることを示す書類
 - (キ) 土地及び建物の登記事項証明書。（土地又は建物が自己所有の場合）ただし、申請時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。
 - (ク) 土地・建物が自己所有でない場合
 - a 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面
 - b 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日付雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）を参考にして、同通知の要件に極力適合させること。
 - ウ 乳児等通園支援事業の運営方針等
 - (ア) 運営規程
 - (イ) 就業規則（給与規程等を含む。）
 - (ウ) 重要事項説明書（園のしおり等）
 - (エ) 賠償責任保険証の写し
 - エ 設置主体関係
 - (ア) 設置主体が個人の場合、当該個人の履歴書
 - (イ) 設置主体が法人の場合
 - a 法人代表者の履歴書
 - b 法人の登記事項証明書
 - c 定款その他の基本約款又は寄付行為の写し
 - オ 資産状況
 - (ア) 預金残高証明書又はそれに類するもの
 - (イ) 当該年度の歳入歳出予算書又は予算案
 - (ウ) 法人設立後から直近までと、直近 3 年間のうち期間の少ない方の全ての決算年度分にかかる決算報告書・監査報告書
 - カ 確認書(第 4 号様式)
- (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業の認可を受けようとする設置主体についても、（１）の規定を準用する。ただし、既に法の規定に基づく認可又は子ども・子育て支援法の規定に基づく確認において中野区が把握している事項のうち、（１）の次に掲げる事項について、以前に提出した内容と同一である場合に限り、提出を省略できるものとする。

- ・イ(イ)のうち、建物の案内図、配置図、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)
- ・ウ(イ)
- ・エ(ア)、(イ)のうち a、b

第5 内容変更の手続

1 事業の内容変更の手続

名称、建物その他設備の規模、構造、配置や、定員等の運営方法、使用区分、園舎敷地の使用に係る権利関係、代表者等を変更しようとする設置主体は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号、以下「施行規則」という。）第36条の36第3項及び第4項の規定に準じ、乳児等通園支援事業変更届出書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、中野区長宛提出すること。

- (1) 名称の変更
区長が必要と認めるもの
- (2) 種類の変更
区長が必要と認めるもの
- (3) 所在地（住所）表示の変更
区から発行される住居表示変更の通知
- (4) 設置者の名称の変更
印鑑証明書（事後提出）
- (5) 設置主体の代表者又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員（施設長又は管理者等）の変更
 - ア 印鑑証明書（事後提出）
 - イ 法人代表者の履歴書
 - ウ 確認書（第4号様式）
- (6) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更
印鑑証明書（事後提出）
- (7) 土地、建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更
 - ア 変更前及び変更後の施設の配置図

- イ 変更前及び変更後の施設の建物の平面図
- ウ 施設内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）
- エ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）
- オ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件の場合。土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。）
- カ 室内化学物質測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。）
- キ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合）
- ク 確認書（第4号様式）
- （8）定員又は年齢区分の変更
 - ア 職員の構成（第2号様式）
 - イ 事業概要（第3号様式）（施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊戯場の面積のみ記載すること。）
 - ウ 確認書（第4号様式）
- （9）定款、寄付行為その他の規約の変更
 - ア 履歴事項全部証明書
 - イ 定款その他の基本約款又は寄付行為の写し

第6 廃止・休止の手続

事業の廃止・休止については、保育事業の公共性から社会的に多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、中野区と協議すること。また、休止とは原則として1年を超えない期間停止することである。

なお、建物設備について中野区の補助を受けて開始した事業を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって中野区長あてに協議しなければならない。

1 事業の廃止又は休止の手続

乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとする設置主体は、法第 34 条の 15 第 7 項の規定に準じ、乳児等通園支援事業廃止・休止承認申請書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添付して、中野区長宛提出すること。

- （１）財産処分 of 具体的方法
- （２）職員の退職後の状況
- （３）利用している児童の措置

第 7 認可書・承認書の交付

中野区長は、法第 34 条の 15 第 2 項の規定に準じ、乳児等通園支援事業の認可をしたときは、乳児等通園支援事業認可書(第 7 号様式)により当該認可の申請をしたものに通知する。また、法第 34 条の 15 第 7 項の規定に準じ、乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認をしたときは、乳児等通園支援事業廃止・休止承認書(第 8 号様式)により当該承認の申請をしたものに通知する。

附則

この基準は、事案決定の日から施行し、令和 7 年 7 月 1 日以降中野区において開始する乳児等通園支援事業において適用する。